

同一労働同一賃金の実現等非正規労働者の待遇改善を求める意見書

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ一人ひとりの活躍の可能性を大きく広げるためには、我が国の労働者の約4割を占めるパートタイム等の非正規労働者の待遇改善は待ったなしの課題であり、時間当たりの賃金を見ても正規労働者に比べて6割程度と大きな開きがある。

今後、急激に生産年齢人口が減少する我が国において、多様な労働力の確保とともに個々の労働生産性の向上は喫緊の課題であり、正規・非正規を問わず、キャリア形成に資する教育訓練プログラムの開発や実施など均等・均衡待遇の確保が一層重要となる。

非正規労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、正規労働者への転換、さらにはワーク・ライフ・バランスを実現するための多様な雇用形態など、同一労働同一賃金の考えに基づく非正規労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施できるかどうかが、我が国の将来を左右するといっても過言ではない。

よって、国におかれては、我が国の雇用制度における独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも十分に留意しつつ、非正規労働者に対する公正な待遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる同一労働同一賃金の一日も早い実現を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 正規労働者と非正規労働者との間の不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定すること。
- 2 不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備するとともに、不合理な待遇差の是正及び待遇差に関する事業者の関係する法律に基づく説明義務などについて関連法の整備を検討すること。
- 3 厳しい経営環境にある中小企業に対して、非正規労働者の昇給制度の導入など待遇改善に取り組めるよう様々な支援の在り方についても十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月17日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

厚生労働大臣

働き方改革担当大臣